

千葉県入札監視委員会令和4年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和5年3月13日(月) ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」	
委員	大杉 洋平 (弁護士) 田部井 彩 (中央学院大学法学部准教授) 寺部 慎太郎(東京理科大学理工学部教授) ◎ 轟 朝幸 (日本大学理工学部教授) ○ 永井 香織 (日本大学生産工学部教授) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に20件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に7件(8者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

**審議事案概要**

○ 指名停止業者一覧表に記載の履行できない理由とは何か。また、その後の状況についてどうなったか。

○ 落札したが、相手方より契約辞退の申し出があった。なお、契約辞退の理由としては、技術者の体調不良により業務を履行することができないという理由であった。その後、再度入札に付し、別の業者と契約したところである。

意見・質問	回 答
<p><b>事案1 一般競争入札</b>  <b>【(仮称) 基幹家畜保健衛生所 (本館棟外) 建築工事】</b></p> <p>○ 入札参加者が1者にとどまった理由として、工事の難易度が大きく影響したと考えるよいか。</p> <p>○ 過去15年以内に類似工事の実績があるとのことだが、どの程度経験のある業者が参加したのか。</p> <p>○ 本工事に、過去の技術が十分に生かされる内容になっているという認識か。</p> <p>○ 入札が2回行われているが、その経緯を説明していただきたい。</p> <p>○ 1回目も応札があったが、予定価格超過していたということか。</p> <p>○ 病院や研究所を施工したことのある業者は県内で何者くらいか。資格要件を絞ったが故に、寡占に近い状況になっているのではないか。</p>	<p>○ 難易度が高い工事であることに加え、工事場所の前面道路が狭く、資材の搬出入時に近隣との調整が必要になる等の施工環境も参加意欲につながらなかったのではないかと考えている。</p> <p>○ 2者JVのうち、1者は千葉県の実験室、もう1者は千葉県の研究所の施工実績がある。家畜保健衛生所のメインは研究室であり、病院のオペ室と共通点があることから、今回の資格要件には病院又は研究所の実績を設定した。</p> <p>○ そのように認識している。</p> <p>○ 1回目と2回目は、直接工事費、現場経費、共通仮設費は全て同額、2回目は一般管理費が調整されたことで、1回目の価格を下回った。</p> <p>○ そのとおりである。</p> <p>○ 構成員の代表者に資格要件設定をしているが、県内で8者、県外では85者である。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院や研究所の施工実績が県内他社にもあるということか。</li> <li>○ 参加者が増えるよう資格要件を見直すとした場合、どのような資格要件が考えられるか。</li> <li>○ 県内に本店があるという資格設定は、地元企業を優先するといった目的があるのか。</li> <li>○ 評価調書において、配置予定技術者の施工経験が0となっている。 難易度が高い工事とのことだが、問題はないのか。</li> <li>○ 1者入札となった理由として、資材価格の高騰が考えられるとのことだが、予定価格には反映されていないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ そのとおりである。</li> <li>○ 今回設定した要件等は、建物の品質を確保する上で必要最小限のものであるため、これ以上緩和することはできないものと考えている。</li> <li>○ 難易度が高い工事であり、安定的な施工の確保という目的もあるが、一方で県内企業の育成といった側面もあることから、構成員のうち1者は県内に本店があることという資格要件を設定した。</li> <li>○ あくまでも企業の技術力を総合的に評価した結果である。</li> <li>○ 設計時には最新単価を使っているが、資材の高騰が落ち着かなかった時期でもあったので、タイムラグが生じていたものと推察している。</li> </ul>
--	---

意見・質問	回 答
<p><b>事案2 一般競争入札</b>  <b>【習志野警察署冷暖房設備改修工事】</b></p> <p>○ 設計した金額と業者の内訳で金額に開きがあったものはなにか。</p> <p>○ 無効となっている2者の金額はわかるのか。</p> <p>○ 調達する機器の金額はどのように決めたのか。</p>	<p>○ 直接工事費の機器費で具体的には、エアコン本体の金額に開きがあった。</p> <p>○ 契約業者の金額に近い金額である。</p> <p>○ 複数業者の見積により、価格の傾向や市場価格を把握している。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案3 指名競争入札</b>  <b>【両総茂原南 支線用水路工事（3の3）】</b></p> <p>○ 辞退となった理由はなにか。</p> <p>○ 予定価格を超過した理由はなにか。</p> <p>○ 農林水産省の単価は適正か。見直しは行わないのか。</p>	<p>○ 2回目の8者については、7者が会社の都合、1者が採算不適により辞退している。</p> <p>○ 提出のあった工事内訳書を確認したところ、FRPM管の単価（農林水産省の単価を採用）に乖離がありましたので、これが原因であると考えられる。</p> <p>○ 農林水産省で調査を行い決定している単価なので、県で単価の見直しの予定はない。入札が不調となった場合は、見積り徴収により、実勢価格を把握し、単価を見直すことはある。</p>

事案4 指名競争入札

【千葉県立栄特別支援学校校舎棟外壁改修  
他工事】

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ どのような設計変更を行ったか。</li><br/><li>○ タイルの改修面積はどの程度増えたのか。</li><br/><li>○ 外壁劣化について専門の調査会社が行ったのか。</li><br/><li>○ 竣工時以降、調査を行ったことはあるか。</li><br/><li>○ 竣工以降、改修したことはあるか。</li><br/><li>○ 耐震性はどうか。</li><br/><li>○ 開札の結果、失格の理由は何か。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本工事は、タイル、塗装等の外壁仕上げ材の劣化に対する改修を行ったもので、実施設計では、劣化範囲を想定数量で計上していたが、工事で足場を設置し詳細調査を行った結果、想定数量と実施数量に差があり、請負金額の増減を行った。</li><br/><li>○ 5.9㎡のところ160.6㎡に増加した。</li><br/><li>○ 実施設計では設計事務所の職員による調査、工事では受注者及び下請の施工者による調査を行った。</li><br/><li>○ 借り上げ前の検査状況は把握していない。R2年度に赤外線調査を行っている。</li><br/><li>○ H28年度にエレベーター設置工事を行った際に、タイル剥離箇所の応急的な措置とシーリング改修を行っている。</li><br/><li>○ 県、市町村では耐震診断を実施し、必要な耐震対策を行っている。本校舎はS63年竣工の新耐震基準の建築物である。</li><br/><li>○ 最低制限価格の算定方法の改定について通知しているが、失格者の入札価格から、改定前の算定方法で計算したと推測している。</li></ul> |
|--|---|

<p>○ 辞退者の理由は何か。</p> <p>○ 最低制限価格の改定とは何か。</p> <p>○ 複数の業者が改定を認識していないことはあるのか。</p>	<p>○ 2 者は主任技術者の確保が困難、1 者は下請け業者の確保が困難である。</p> <p>○ 価格を構成している直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に対し、県で定めた算定率を掛けて計算しているが、一般管理費について55%から68%に改定された。</p> <p>○ 指名業者の所在地の近隣市である、成田市、富里市、八街市でも最低制限価格の改定があり、施行時期に違いがあったことから、適用時期を間違えたのではないかと推測している。</p>
---	---

別 紙

意見・質問	回 答
<p><b>事案5 随意契約</b> <b>【県単道路改良工事（清滝TN附帯工）】</b></p> <p>○ 見積り書を提出した際に内訳書の確認は行っているのか。</p> <p>○ 後発注工事のトンネル舗装工に含めることはできない理由はなにか。</p>	<p>○ 現行制度では、内訳書の確認まで必要とはしていない。</p> <p>○ 後発工事の受注者が決まるまでに時間がかかることから、確認された過度な湧水がトンネル本体や周辺地盤に影響が生じる恐れがあるため。</p>

## 委員講評

- 資材高騰等の影響から予定価格に対する採算への不安感で入札者数が減る側面があると感じた。また、低い金額で入札をして失格になった業者が多くいたことから、安く工事ができる機会が失われた側面があると思う。
- どのような形で金額を設定して競争性を働かせるかについて、制度上の限界を見極めつつ改善を図っていけるとよいと感じた。また、今回は低入札で契約に至った案件があったため、内容がとても参考になった。しっかりと低入札価格調査を行って、安く、確実に工事の施工ができると、非常に良いと感じた。このような事例が増えるとよいと思う。
- 難しい技術に関する経験値の扱いについて、例えば過去10年間に1度、該当する技術の実績があったとして、仮にその技術が会社に伝承されていなかったら、それを経験と認めてよいのかという疑問が残った。(高難度の技術の)経験がある技術者を実際に配置できるのか、という点も含めて、経験値をどう扱うかという課題があると思う。その理由として、例えば、高難度の病院のクリーンルームを造る場合に、過去にクリーンルームを造る経験はあるが、同等レベルの経験をしている会社はほぼない、もしくはかなり少ないかもしれない。もちろん開発をして経験値を積むことも大事な要素だと思うが、そのあたりの考え方について、どこを落としどころにして発注をしていくのかを明示していかないといけない。それが逆に手上げする業者数が減ってしまうことは問題である。例えばAという工法をできる人を設けて入札に参加することを条件にするなど、何かしらの工夫があると、県の工事をする人達の技術力向上に結び付くと考えられる。
- 景気によって建設資材の価格は大きく動いていく。それは残念ながら、発注・入札・契約をした後に、物価の急激な高騰により建設業者が苦しい立場に置かれる。いわゆる景気など様々な要因が建設の工事に影響を及ぼす。その上で、(価格を)物価本だけで判断してよいのかという疑問が1つ残った。県が工事を発注する時に、現状に合う形で、建設工事に参画しやすい形を反映させることを検討する必要があると感じた。
- 同じ資材でも会社によって値段が違うという話があった。年間受注量の規模により会社毎で仕入れ額の差があれば、受注量の少ない会社の排除につながらないよう方針が必要ではと感じた。

- 改修工事を今後増えていくことを鑑みると、調査診断の記録をどれだけ保存しているということが大事な要素になってくる。今回の事例でいくと、目視調査をしてから、実際の詳細調査をするという流れは普通ではあるが、過去の調査履歴があったとしたら、それを参考に見積りに反映できると感じた。
- 辞退のあった案件については、辞退理由を聞いて終わらせるのではなく、辞退を減らすための対策ができないかと感じた。随意契約の案件については品質、安全性、緊急性と執行期間の兼ね合いなどの理由をもっと具体的に記載することが必要であると感じた。
- 随意契約について、価格のチェックは他よりも厳しく行った方がよいと感じた。予定価格については、社会情勢が変動し、対応が難しいことは理解しているが、柔軟な制度設計が必要であると感じた。社会情勢に応じた予定価格への対応ができないと、2度3度と入札手続きを行うこととなり、手続き上の手間も増えてしまう。こういったことから、社会情勢が大きく変動している時は柔軟な対応が必要になってくると思う。
- 低入札については、しっかりと受注者に調査に応じてもらい、他の業者にも調査に応じないということがないようにしてもらえれば良いと感じた。